

# 三重県競技力向上対策本部

設立会議・第1回本部会議

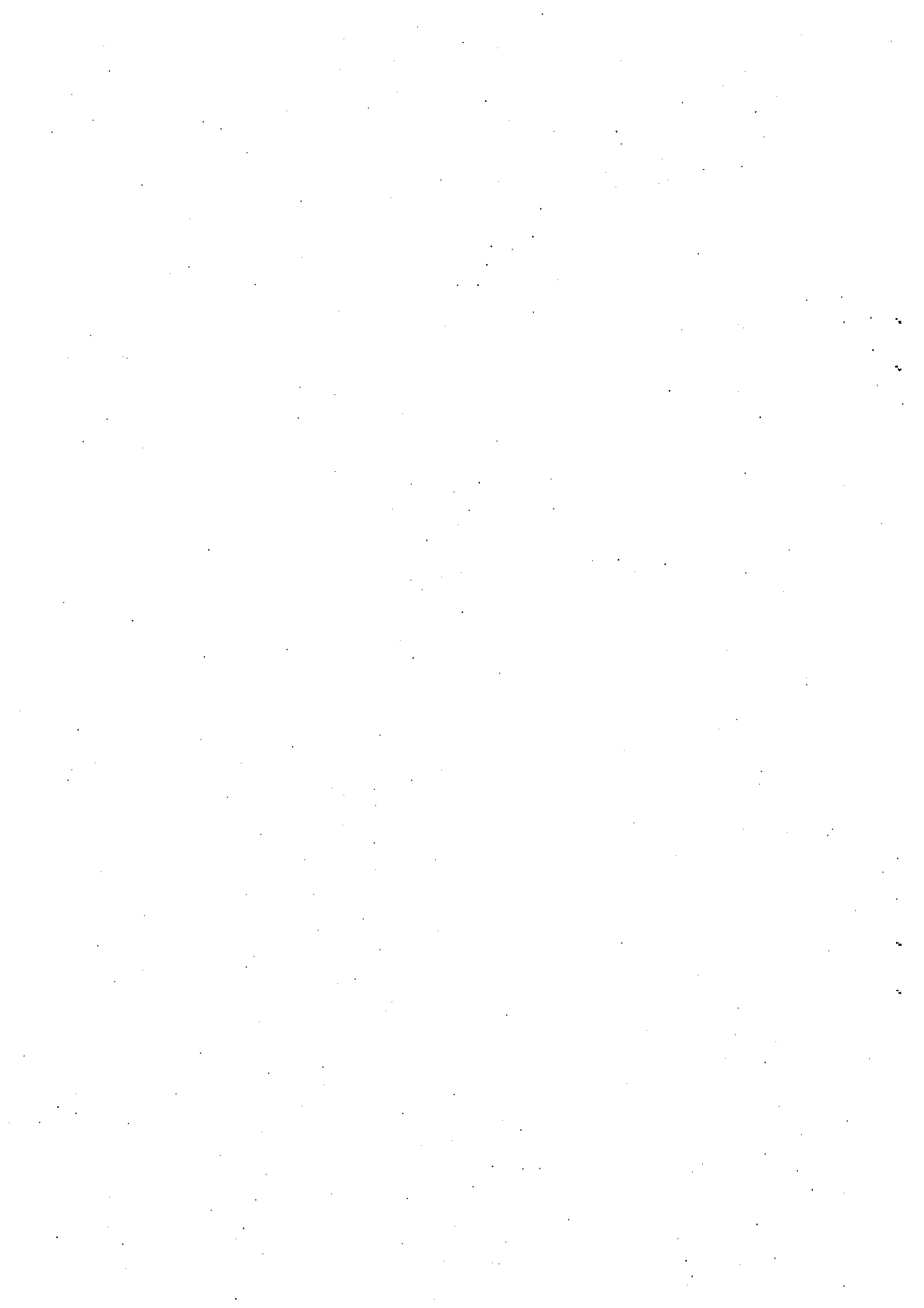


光る汗、光るハートに夢三重る

(三重県スポーツ推進スローガン)

平成25年5月29日(水)

ホテルグリーンパーク津



# 三重県競技力向上対策本部 設立会議・第1回本部会議次第

平成25年5月29日(水)

ホテルグリーンパーク津 6階 藤・萩の間

## 1 開 会

## 2 設立会議

- (1) あいさつ 三重県知事 鈴木英敬
- (2) 説明事項 三重県競技力向上対策本部 設立準備経過
- (3) 第1号議案 三重県競技力向上対策本部 設立趣旨(案)
- (4) 第2号議案 三重県競技力向上対策本部 規約(案)
- (5) 第3号議案 三重県競技力向上対策本部 役員(案)

## 3 第1回本部会議

- (1) 第1号議案 三重県競技力向上対策基本方針(案)
- (2) 第2号議案 平成25年度事業計画(案)
- (3) 第3号議案 平成25年度収支予算(案)
- (4) 第4号議案 本部会議から競技力向上対策委員会への付託・委任事項(案)
- (5) 報告事項 三重県競技力向上対策本部 競技力向上対策委員会規程  
三重県競技力向上対策本部 事務局規程
- (6) 協議事項 本県の競技スポーツの方向性について

## 4 閉 会



# 設 立 会 議



## 三重県競技力向上対策本部設立準備経過

〔みえのスポーツ強化推進委員会について〕

本県では、平成23年4月より競技スポーツの普及・推進を図ることを目的に、「みえのスポーツ強化推進委員会」を設置し、包括的な競技力向上対策について、検討・実施をしてきました。

また、平成33年第76回国民体育大会の本県開催が内々定されたことを契機に、三重県競技力向上対策基本方針の策定等について審議を重ねてまいりました。

平成25年4月に開催した委員会では、三重県競技力向上対策本部の設立をもって解散し、その業務に関しては引き継ぐことを確認しました。

年月日	内 容
平成23年 11月15日	県、県教育委員会、財団法人三重県体育協会の連名により、文部科学省、公益財団法人日本体育協会に開催要望書を提出しました。
平成24年 1月11日	公益財団法人日本体育協会理事会において、平成33年第76回国民体育大会の本県開催が内々定されました。
4月～	みえのスポーツ強化推進委員会を開催しました。 ・第1回（平成24年 4月24日） ・第2回（平成24年 9月 6日） ・第3回（平成24年12月 4日） ・第4回（平成25年 3月25日）
平成25年 4月19日	平成25年度みえのスポーツ強化推進委員会を開催しました。

## 三重県競技力向上対策本部 設立趣旨（案）

競技スポーツの推進に取り組むことは、本県出身の選手が、オリンピックなどの国際大会や全国規模の大会で活躍することに繋がり、私たちは大きな感動と喜びだけでなく、それを分かち合う県民の一体感と郷土への思いをともにすることができます。

このような中、ジュニア選手及び少年選手の強化など、本県の競技スポーツの課題を踏まえ、中長期的な視点に立った競技力向上の取組を進め、平成33年の本県で開催する第76回国民体育大会での天皇杯・皇后杯の獲得をめざします。また、大会終了後も安定した競技力を確保するとともに、総合的かつ計画的に競技力を向上させていくため、県・市町・各関係団体等、幅広く各主体の参画を得て、「三重県競技力向上対策本部」を設立します。



## 三重県競技力向上対策本部規約（案）

### 第1章 総則

#### （名称）

第1条 この本部は、三重県競技力向上対策本部（以下「本部」という。）と称する。

#### （目的）

第2条 本部は、第76回国民体育大会に向けた競技力の向上を図り、スポーツ推進の更なる発展に寄与することを目的とする。

#### （事業）

第3条 本部は前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- （1）三重県競技力向上対策基本方針（以下「基本方針」という）を策定し、具体的な競技力向上対策計画（以下「推進計画」という）の策定と進捗状況等の分析・評価及びその結果を踏まえた同計画の見直しに関すること。
- （2）競技力向上対策事業の実施に関すること。
- （3）競技力向上対策の条件整備に関すること。
- （4）その他本部の目的達成に必要な事業に関すること。

### 第2章 組織

#### （構成）

第4条 本部は、本部長及び次の各号に掲げる者のうちから本部長が委嘱した委員をもって組織する。

- （1）県関係者
- （2）県議会関係者
- （3）市町関係者
- （4）教育関係者
- （5）産業・経済関係者
- （6）学校・スポーツ団体関係者
- （7）学識経験者（競技力向上に関する）

#### （役員）

第5条 本部に、次の役員を置く。

- （1）本部長 1名
- （2）副本部長 若干名
- （3）監事 若干名

(役員を選出)

第6条 本部長は、三重県知事をもって充てる。

- 2 副本部長は、本部会議の承認を得て、委員のうちから本部長が委嘱する。
- 3 監事は、本部会議の承認を得て、本部長が委嘱する。

(役員職務)

第7条 本部長は、本部を代表し、会務を総理する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、本部長があらかじめ指名した副本部長が、その職務を代行(代理)する。
- 3 監事は、本部の会計を監査する。

(任期)

第8条 委員及び役員(以下「委員等」という。)の任期は、本部の目的が達成され、解散することとなる日までとする。ただし、委員等が就任時における所属機関及び団体等の役職を離れた場合、その委員等は、辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

- 2 本部長は、委員等に特別の事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。
- 3 本部長は、前項の規定により、委員等の変更があった場合は、次の本部会議において報告する。

### 第3章 会議

(会議の種類)

第9条 本部に次の会議を置く。

- (1) 本部会議
- (2) 競技力向上対策委員会

(本部会議)

第10条 本部会議は、本部長が委嘱する委員をもって構成する。

- 2 本部会議は、本部長が招集する。
- 3 本部会議の議長は、本部長が指名する。
- 4 本部会議は、次の事項について審議し、決定する。
  - (1) 総合的な事業の推進に関すること。
  - (2) 規約の制定および改廃に関すること。
  - (3) 事業計画および事業報告に関すること。
  - (4) 予算および決算に関すること。
  - (5) 競技力向上対策委員会に付託及び委任する事項に関すること。
  - (6) その他競技力の向上に係る重要な事項に関すること。
- 5 本部会議は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することができない。
- 6 本部会議に出席できない委員は、代理人に権限を委任するか、または書面で議決に加わることができる。

- 7 本部会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(競技力向上対策委員会)

第11条 競技力向上対策委員会は、本部長が委嘱する委員をもって構成する。

- 2 委員長、副委員長は、本部長が競技力向上対策委員会委員の中から委嘱する。
- 3 競技力向上対策委員会は、本部会議から付託および委任された専門的事項について調査・協議する。
- 4 前項のほか、競技力向上対策委員会に関する必要な事項については、本部長が別に定める。

#### 第4章 専決処分

(本部長の専決処分)

第12条 本部長は、本部会議を招集するいとまがないと認める緊急な事項について、これを専決処分することができる。

- 2 本部長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の本部会議において報告し、その承認を得なければならない。

#### 第5章 事務局

(事務局)

第13条 本部の事務を処理するため、三重県地域連携部スポーツ推進局内に事務局を置く。

- 2 事務局に関する必要な事項は、本部長が別に定める。

#### 第6章 会計

(経費)

第14条 本部の経費は、三重県からの負担金およびその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第15条 本部の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

#### 第7章 補則

(委任)

第16条 この規約に定めるもののほか、本部の運営に関する必要な事項は、本部長が別に定める。

## 附則

- 1 この規約は、平成25年 月 日から施行する。
- 2 本部の設立時の会計年度は、第15条の規定にかかわらず、本部が設立された日から始まるものとする。

## 三重県競技力向上対策本部 競技力向上対策委員会 委員（案）

（委員長：1名、副委員長：1名、委員：21名、計：23名）

【委員長：1名】敬称略

選出区分	所属機関・団体・役職名	名前
県関係	三重県地域連携部スポーツ推進局長	世古 定

【副委員長：1名】敬称略

選出区分	所属機関・団体・役職名	名前
学校・スポーツ 団体関係	公益財団法人三重県体育協会専務理事	東地 隆司

【委員：20名】敬称略、順不同

選出区分	所属機関・団体・役職名	名前
県関係	三重県教育委員会事務局次長	野村 浩
市町関係	伊勢市教育委員会事務局生涯学習・スポーツ課長	中川 孝司
	東員町教育委員会事務局社会教育課長	松下 文丈
産業・経済関係	株式会社エクセディ人事総務部長	西本 善晴
	株式会社デンソー大安製作所長	堀 誠
	本田技研工業株式会社鈴鹿製作所管理部 総務ブロック ブロックリーダー	大塚 義和
	相好株式会社代表取締役	山本 将之
学校・スポーツ 団体関係	公益財団法人三重県体育協会強化・普及委員会委員長	沖田 稔
	三重県中学校体育連盟理事長	野田 朋憲
	三重県高等学校体育連盟理事長	堀越 英範
	鈴鹿市立神戸中学校 剣道部顧問	西村 奈津子
	県立宇治山田商業高等学校 陸上競技部顧問	小池 弘文
	県立朝明高等学校 レスリング部顧問	橋爪 幸彦
	県立四日市中央工業高等学校 サッカー部顧問	樋口 士郎
	三重高等学校 ソフトテニス部顧問	神崎 公宏
	鈴鹿国際大学 ソフトボール部監督	田中 大鉄
	三重バイオレットアイリス監督	緒方 嗣雄
	三重県水泳連盟強化責任者（競泳）	八田 知宏
	三重県ボート協会強化責任者	丸山 亮太
学識経験	三重大学医学部教授	加藤 公
	三重大学教育学部教授	杉田 正明

## 三重県競技力向上対策本部 本部会議 委員（案）

（本部長：1名、委員17名、計：18名）

【本部長：1名】敬称略

選出区分	所属機関・団体・役職名	名前
県関係	三重県知事	鈴木 英敬

【委員：17名】敬称略、順不同

選出区分	所属機関・団体・役職名	名前
県議会関係	三重県議会議長	山本 勝
市町関係	三重県市長会会長	河上 敢二
	三重県町村会会長	谷口 友見
教育関係	三重県教育委員会教育長	山口 千代己
	三重県市町教育長会会長	中野 和代
産業・経済関係	三重県経営者協会会長	岡本 直之
	三重県商工会議所連合会会長	竹林 武一
	三重県商工会連合会会長	藤田 正美
学校・スポーツ 団体関係	公益財団法人三重県体育協会会長	岩名 秀樹
	三重県中学校体育連盟会長	岩谷 敏史
	三重県高等学校体育連盟会長	落合 英次
学識経験	独立行政法人日本スポーツ振興センター スポーツ開発事業推進部長	勝田 隆
	鈴鹿回生病院名誉院長	藤澤 幸三
	名古屋産業大学教授	平井 一正
	三重県スポーツ推進審議会副会長	馬瀬 隆彦
	指導者（フェンシング競技）	福田 るり子
	元オリンピック選手（女子サッカー競技）	宮本 ともみ

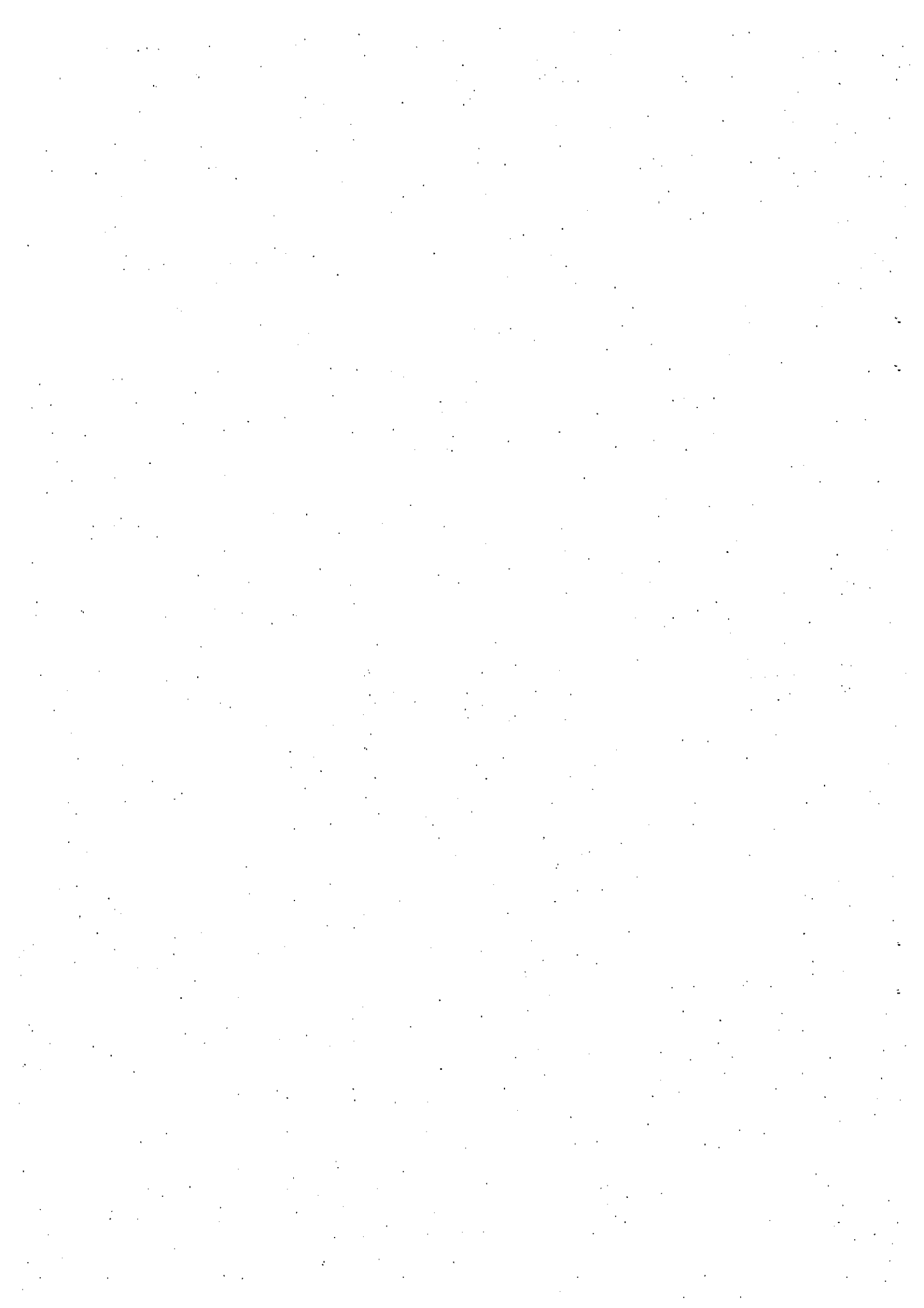
## 三重県競技力向上対策本部 役員（案）

【副本部長：1名】敬称略

選出区分	所属機関・団体・役職名	名前
学校・スポーツ 団体関係	公益財団法人三重県体育協会会長	岩名 秀樹

【監事：2名】敬称略、順不同

選出区分	所属機関・団体・役職名	名前
県関係	三重県出納局副局長兼出納総務課長	奥野 元洋
学校・スポーツ 団体関係	公益財団法人三重県体育協会監事	小笠原 朋嗣





# 第 1 回 本 部 会 議



## 三重県競技力向上対策基本方針（案）

## 1 策定の趣旨

競技力向上の取組を進めるため、本県開催の第76回国民体育大会を契機とした成績向上と、国民体育大会終了後の安定的な競技力の維持につなげるための指針として、この方針を策定します。

## 2 現状と課題

本県の競技スポーツの水準は、これまで世界で活躍するトップアスリートを輩出している一方で、他県と比較して低位の状況にあります。

本県の競技スポーツの課題は、ジュニア選手及び少年選手の強化、成年選手の育成・強化、指導者の養成・確保、競技力向上のための環境整備、競技スポーツを支えるしくみづくりと捉えています。

## 3 目標及び計画

平成33年の国民体育大会での天皇杯・皇后杯獲得を目標とし、国体後の安定した競技力の確保を目指します。これらの目標を達成するため、中長期的な視点に立って競技力向上の取組を計画的に進めます。

## 4 新しい組織の整備と推進体制

三重県競技力向上対策本部が、競技力向上とその後の安定した競技力確保のため、県体育協会をはじめ各関係団体等、幅広く各主体の参画を得て、総合的、計画的に競技力を向上させていく役割を担っていきます。

## 5 取組み内容

次の5項目を取組の柱として各関係団体と連携しながら競技力向上を進めます。

## (1) ジュニア及び少年選手の発掘・育成・強化

小学生から中学生の体力向上を図りながら、発掘・育成を進めるとともに、学校運動部に対する重点的な支援を行い、育成及び強化を行います。

## (2) 成年選手の育成・強化

クラブチームや企業チーム等の育成・強化を図るための支援を行います。また、みえの代表選手である「チームみえ」の選手の育成・強化を行います。

## (3) 指導者の養成・確保

県全体の指導者の資質向上を図るとともに、教員採用試験でのスポーツ特別選考の活用、公認スポーツ指導者の確保等を進めます。

## (4) 環境整備

施設整備や用具・器具等の整備を計画的に進めます。また、医・科学スタッフ等の派遣等、選手の強化活動の環境を整えます。

## (5) しゅくみづくり

「チームみえ」の選手の活躍や、活動等の広報をすすめることで、理解と支援の輪を広げます。また、選手の雇用等、スポーツ選手を受け入れることが企業等にとっても、有益であることの理解を促します。

## 平成25年度事業計画(案)

## 1. 会議の開催

実施時期	競技力向上の取組	具体的取組
5月29日	本部会議の開催	競技力向上対策の包括的な決定・推進を行う。
6月3日 3月下旬	競技力向上対策委員会の開催	本部会議の取組を実務的に支援する。
必要に応じて	専門委員会の開催	専門的な個別具体の取組について検討し、競技力向上対策委員会への意見の報告等を行う。

## 2. 選手の育成・強化

実施時期	競技力向上の取組	具体的取組
6月上旬～3月下旬	大学運動部強化指定事業	県内の大学で全国レベルの運動部を指定し、強化活動の支援を行う。
6月上旬～3月下旬	クラブチーム、企業チーム強化指定事業	県内のクラブチームで全国リーグ等に参加しているチームを指定し、強化活動の支援を行う。

## 3. 指導者の養成

実施時期	競技力向上の取組	具体的取組
6月上旬～3月下旬	公認スポーツ指導者養成事業	国民体育大会の監督に必要となる公認スポーツ指導者資格の取得を積極的に促進し、資格取得のための支援を行う。

## 4. 広報・顕彰

実施時期	競技力向上の取組	具体的取組
6月上旬～3月下旬	みえのアスリート応援・発信事業	広報紙、ホームページ、横断幕等を作成し、県内のトップアスリートの応援及び広報を行う。
6月上旬～3月下旬	顕彰事業	競技スポーツの活性化を目的とした表彰や知事賞の創設等を行う。

## 平成25年度収支予算（案）

## 1 収入 (単位：千円)

科目	金額	説明
負担金	22,764	三重県負担金
計	22,764	

## 2 支出 (単位：千円)

科目	金額	説明
事業費	3,591	本部会議、委員会、専門委員会開催経費
	9,063	大学運動部、クラブチーム、企業チーム強化指定
	1,200	公認スポーツ指導者養成
	5,200	みえのアスリート応援・発信
	3,560	顕彰
事務局費	150	事務費
計	22,764	

第4号議案

本部会議から競技力向上対策委員会への付託・委任事項（案）

三重県競技力向上対策本部規約第11条第3項の規定に基づく競技力向上対策委員会への付託事項及び委任事項は、次のとおりとする。

付 託 事 項	委 任 事 項
<ol style="list-style-type: none"><li>1 競技力向上推進計画の策定に関すること。</li><li>2 組織の確立に関すること。</li><li>3 選手の育成・強化に関すること。</li><li>4 指導者の養成・資質向上に関すること。</li><li>5 競技力向上のための環境整備に関すること。</li><li>6 毎年度の事業計画に関すること。</li><li>7 その他競技力向上に必要な事項に関すること。</li></ol>	<ol style="list-style-type: none"><li>1 競技力向上対策事業の実施に関すること。</li><li>2 競技力の調査および分析に関すること。</li></ol>

## 三重県競技力向上対策委員会規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、三重県競技力向上対策本部規約第11条の規定に基づき、三重県競技力向上対策委員会（以下「委員会」という。）の組織および運営に必要な事項を定める。

### (業務)

第2条 委員会は、本部会議から付託および委任された専門的な事項について、調査・審議する。

### (役員)

第3条 委員会に次の役員を置く。

(1) 委員長 1名

(2) 副委員長 若干名

2 役員は、本部長が委嘱する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

### (委員)

第4条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから本部長が委嘱した委員をもって構成する。

(1) 県関係者

(2) 市町関係者

(3) 産業・経済関係者

(4) 学校・スポーツ団体関係者

(5) 学識経験者

(6) その他本部長が特に必要と認める者

### (委員の任期)

第5条 委員及び役員の任期は、本会の目的が達成された日までとする。ただし、委員が就任時の所属機関及び団体等の役職を離れた場合、その委員は辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開会できない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長が必要と認めるときは、委員以外に専門的知識を有する者の出席を求め、必要に応じて専門委員会を開催し、意見を聞くことができる。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が本部長の承認を得て別に定める。

附 則

この規程は、平成25年 月 日から施行する。



## 三重県競技力向上対策本部事務局規程

## 第1章 総則

## (趣旨)

第1条 この規程は、三重県競技力向上対策本部規約第13条第2項の規定により、三重県競技力向上対策本部（以下「本部」という。）の事務局の組織及び運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。

## 第2章 事務局

## (設置)

第2条 事務局は、三重県地域連携部スポーツ推進局内に置く。

## (業務)

第3条 事務局は、三重県競技力向上対策本部の業務に関する事務を処理する。

## (職および職務)

第4条 事務局に、次表の左欄に掲げる職を置き、その職務は同表右欄に掲げるとおりとする。

職	職務
事務局長	本部長の命を受け、職員を指揮監督し、事務局の事務を総括する。
事務局次長	事務局長を補佐し、事務局長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。
出納員	本部の現金の出納および保管等に関する事務を処理する。
事務局員	上司の命を受け、本部の事務を処理する。

2 事務局長は、三重県地域連携部スポーツ推進局次長をもって充てる。

3 事務局次長は、三重県地域連携部スポーツ推進局スポーツ推進課長をもって充てる。

4 出納員は、三重県地域連携部スポーツ推進局スポーツ推進課班長（競技担当）をもって充てる。

5 事務局員は、三重県地域連携部スポーツ推進局スポーツ推進課の職員をもって充てる。

- 6 本部長は、特に必要があると認めるときは、期限を定めて臨時に職員を任用することができる。この場合の任用手続きおよび期間は、三重県の例による。

### 第3章 事務処理

#### (事務局長の専決事項)

第5条 事務局長は、別表第1に掲げる事項を専決することができる。

- 2 前項の規定に定めのないものであっても、その内容により専決することが適当であると認められるものについては、前項の規定に準じて専決することができる。
- 3 事務局長は、必要があると認められるものについては、その専決した事項を遅延なく本部長に報告しなければならない。

#### (代決)

第6条 本部長が不在のときは事務局長がその事務を代決することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、あらかじめ代決することを禁止した事項、重要な事項または本部長の判断が必要と認められる事項については、代決することができない。

### 第4章 文書の取扱い

#### (記号および番号)

第7条 事務局の文書には、記号および番号を付するものとする。ただし、軽易な文書については、これを省略することができる。

- 2 文書番号は、「三競向上」をする。

#### (文書の保管および保存)

第8条 施行の手續を終了した文書は、事務局において保管し、事務局長が指示する指定する日まで保存しなければならない。

#### (準用)

第9条 前条に定めるもののほか、文書の取扱いについては、三重県文書規程の例による。

## 第5章 公印

(公印)

第10条 事務局で使用する公印の種類は、別表第2のとおりとする。

2 前項に定めるもののほか、公印の取扱いについては、三重県公印取扱規程の例による。

## 第6章 服務および旅費

第11条 職員の服務については、三重県職員の例による。

(旅費)

第12条 職員に支給する旅費については、三重県職員の例による。

(費用弁償)

第13条 役員および委員等が旅行したときは、その旅費について費用弁償することができる。

2 前項において支給される費用弁償の額および支給方法については、三重県の例による。

## 第6章 補則

(補則)

第19条 この規程に定めるもののほか、事務局の運営に関し必要な事項は、事務局長が別に定める。

附則

この規程は平成25年 月 日から施行する。

別表第1 (第5条関係)

<p>1 事務局長の専決事項</p> <p>(1) 事業計画に基づく各種事項の実施に関する事。</p> <p>(2) 本部会議の運営に関する事。</p> <p>(3) 競技力向上対策委員会の運営に関する事。</p> <p>(4) 事務局の組織および運営に関する事。</p> <p>(5) 事務局員の委嘱または任命に関する事。</p> <p>(6) 事務局員の事務分掌に関する事。</p> <p>(7) 事務局員の服務に関する事。</p> <p>(8) 事務局員の旅行命令および復命の受理ならびに職員以外の旅行依頼に関する事。</p> <p>(9) 臨時職員の任用に関する事。</p> <p>(10) 本部長名をもってする簡易又は定例に属する通知・報告・届出等の処理に関する事。</p> <p>(11) 収入に関する事。</p> <p>(12) 支出負担行為、支出命令に関する事。</p> <p>(13) 予算の流用に関する事。</p>
---

別表第2 (第10条関係)

種類	印材	形状	寸法	書体
三重県競技力向上対策本部長之印	つげ	正方形	一辺 24 mm	てん書
三重県競技力向上対策委員会委員長之印	つげ	正方形	一辺 21 mm	てん書
三重県競技力向上対策本部事務局長之印	つげ	正方形	一辺 21 mm	てん書

# 協 議 資 料



## 本県の競技スポーツの方向性について

三重県競技力向上対策基本方針より抜粋

## 1 課題

## (1) ジュニア選手及び少年選手の強化

県内の小中学生の体力・運動能力は、全国的には低位にあります。

また、小学生の段階からジュニア選手を発掘し、育成・強化するとともに、中学校、高等学校へ進学しても継続して競技を続けられるよう、運動部活動をより充実する必要があります。

特に、男子に比べ女子の競技力が低くなっており、重点的な強化を行っていく必要があります。

## (2) 成年選手の育成・強化

現在も県内の企業チームやクラブチーム等を中心に、成年選手が活躍していますが、その成果は特定の競技に限られています。このことから、多くの競技において成年選手が活躍できるよう、少年選手の進路の受け入れ先となる企業や大学等の協力・支援が必要です。また、引き続き、成年選手の強化を一層、拡充していく必要があります。

## (3) 指導者の養成・確保

本県の公認スポーツ指導者数は全国的には中位にありますが、競技によっては必ずしも十分とはいえず、資格の取得を促進していく必要があります。あわせて指導者の養成と確保にも取り組む必要があります。

また、中学校、高等学校運動部活動においては、専門性に配慮した指導者の配置等が求められます。

## (4) 競技力向上のための環境整備

選手強化の拠点となる、各種スポーツ施設・設備については、他県に比べ必ずしも十分ではないことから、今後は、施設・設備や用具・器具等の整備を計画的に進めていく必要があります。

また、医・科学スタッフの派遣等、競技団体や学校等が実施する強化活動の環境を整える必要があります。

## (5) 競技スポーツを支えるしくみづくり

本県で開催される国民体育大会において、本県選手が活躍するためには、県や県体育協会、競技団体等関係者の取組だけでなく、県民や企業等の支援も必要となります。

現在、こうした競技スポーツを支援するための広報活動は十分でなく、スポーツを「みる」「支える」といった活動をより活発化させ、県民の関心と理解を深め、財政的な支援も含め、本県競技スポーツの向上に向けた支援を得ていく必要があります。

## 2 競技力向上のための取組

### 【取組の柱と主な内容】

#### (1) ジュニア選手及び少年選手の発掘・育成・強化

～みえ生まれ、みえ育ちの選手が強くなる～

- ①小・中学生の体力向上の取組
- ②ジュニア選手層拡大のための発掘
- ③チームみえジュニアの育成・強化
- ④学校運動部や選手の強化指定等
- ⑤女子選手の育成

#### (2) 成年選手の育成・強化

～地域に根ざした強いチーム・選手をつくる～

- ①本県代表選手「チームみえ」の育成・強化
- ②未普及競技の育成支援
- ③県内へのトップアスリート受け入れ支援
- ④県内の大学やクラブチーム、企業チーム等の支援
- ⑤ふるさと選手の積極的な活用

#### (3) 指導者の養成・確保

～強いチーム・選手は優れた指導者から～

- ①指導者養成のための研修会等の実施
- ②学校運動部指導者の配置等
- ③専門的な指導者の派遣
- ④公認スポーツ指導者資格等の取得促進

#### (4) 環境整備

～強い選手を育てるフィールドづくり～

- ①施設整備の取組
- ②用具・器具等の整備
- ③スポーツ医・科学スタッフ等の派遣の支援

#### (5) しくみづくり

～「チームみえ」をサポートする人の輪づくり～

- ①三重県代表選手「チームみえ」の広報
- ②強化活動支援の広報
- ③「スポーツ」と「支える」企業・団体、人をつなぐ活動の展開



競技力向上推進計画(案)

年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34
国体開催地	岐阜	東京	長崎	和歌山	岩手	愛媛	福井	茨城	鹿児島		
国体目標	30位	20位台			10位台			10位以内		2500点以内	10位以内
目標獲得得点 (参加点を含む)	900~1000点				1100~1300点			1400~1800点		2500点	1000点以上
	基盤・体制づくり期				育成期			躍進期			安定期
ジュニア選手 少年選手	小中学生の発掘・育成 少年選手の強化 運動部活動の強化指定				小中学生からの継続指導 強化の充実 強化指定の拡大			平成33年の高校2~3 少年選手の課題別重点支援 ふるさと選手として活用			
成年選手	未普及競技の普及対策 有望競技の強化 トップレベル競技の競技力維持				未普及競技の強化 トップレベル競技の拡大 と競技力維持			全体的な競技力向上 課題別重点支援			
指導者	絶対数確保 資格取得促進 学校運動部活動の指導者適正配置 教員スポーツ特別選者の活用				質向上 資格取得促進			体制の充実 重点支援			
環境整備	施設・設備の計画的な整備促進 用具・器具等の不足解消				練習環境の充実			施設・設備の有効活用			
しくみづくり	広域活動の活性化 選手支援のしくみづくり				広域活動の充実 選手支援のしくみの活用			広域活動の拡大 選手支援のしくみの広汎な展開			



# 参 考 资 料



## 第 7 6 回国民体育大会 開催基本方針

### 1 基本方針

第 7 6 回国民体育大会は、人々が夢と感動を覚え、県民の皆さんが郷土の一体感を感じ、あわせて豊かな交流の輪が生まれ、広がっていく大会をめざします。

大会の開催にあたっては、県民総参加の大会として、県民の皆さんが自ら取り組み、みんなで支えあう大会とします。また、「国体改革」の取組をさらに進め、一層の改善・改革に努めるとともに、創意工夫により来訪者を温かく迎える大会となるよう心がけます。

この大会の開催を契機に、人々が健康と生きがいを感じ、人與人、地域と地域の絆づくりが進み、活力に満ちた元気な三重を創ります。

### 2 実施目標

#### (1) 県民総参加

県民の皆さんが、競技会等を「する」「みる」「支える」といったさまざまな関わりを持つことで、県民総参加の大会をめざします。

また、市町、県体育協会・競技団体や関係機関等、各主体との緊密な連携を図りながら、県民の皆さんとともに国体の新しい運営のあり方やしくみづくりに取り組みます。

#### (2) 簡素・効率化

県・市町施設をはじめ、県内の既存施設の有効活用を図るとともに、大会運営においても民間活力の導入など、大会の簡素・効率化に努めます。

#### (3) 情報発信と交流の輪づくり

三重の美しい自然と豊かな伝統や文化を全国に発信し、三重の魅力をアピールするとともに、県民の皆さんが、三重を訪れる人々をおもてなしの心で温かく迎え、交流の輪を広げていきます。

#### (4) 本県のスポーツの推進

国体の開催を契機に、地域スポーツが普及し、県民の皆さんが健康で生きがいのある生活を送っています。また、本県代表の選手が国内外で活躍し、県民に夢と感動を届けるとともに、将来にわたってトップアスリートを輩出しています。

第 7 6 回国民体育大会 開催準備全体スケジュール

逆年	年度	準備・開催手続、準備・実行組織等
10年前	H 2 3 年 (2011)	○開催要望書の提出 → <b>内々定</b>
9年前	H 2 4 年 (2012)	■県準備委員会の設立 (各専門委員会を随時設置) ○会場地の意向調査 (市町、競技団体) ○競技施設基準の検討 (競技団体) ※選定作業、審議
8年前	H 2 5 年 (2013)	○会場地市町内定 (順次) ○中央競技団体における会場地正規視察 (随時)
7年前	H 2 6 年 (2014)	
6年前	H 2 7 年 (2015)	
5年前	H 2 8 年 (2016)	○日体協、文科省宛に開催申請書提出 → <b>内定</b>
4年前	H 2 9 年 (2017)	
3年前	H 3 0 年 (2018)	○日体協、文科省の会場地総合視察 → <b>開催決定</b> ■国民体育大会・障害者スポーツ大会実行委員会へ移行 ※高校総体開催
2年前	H 3 1 年 (2019)	
1年前	H 3 2 年 (2020)	○リハーサル大会
開催年	H 3 3 年 (2021)	第 7 6 回国民体育大会 開催 (9月中旬～10月中旬：1.1日間以内)
		第 2 1 回全国障害者スポーツ大会 開催 (10月下旬～11月上旬：3日間)

(凡例) ○：準備、開催手続 ■：組織関係

平成25年度競技力向上関連事業(三重県競技力向上対策本部事業を除く)

取組の柱	事業	内容
ジュニア選手及び少年選手	ジュニア選手発掘	ジュニア選手(小中学生)の獲得のため、競技体験会を開催、育成プログラムおよびトップアスリートを目指すための研修会を開催する。
	チームみえジュニア育成	各競技団体による将来有望な小中学生の選手を「チームみえジュニア」として育成、強化活動を支援する。
	高等学校運動部強化指定	高校運動部のおよび、個人選手を強化指定し、強化活動の支援を行う。
	高校生トップアスリート研修	今年度優秀な成績を残した選手に対し、競技の枠を超えて研修を行い、トップアスリートの育成と「チームみえ」の意識向上を図る。
少年・成年強化	チームみえ国体選手強化	当該年度の国体における目標達成のため、強化活動の支援を行う。成年および少年選手を対象とする。
	トップ選手強化・普及	競技団体が行う、年間を通じた県内有力選手の強化活動の支援を行う。少年および成年選手を対象とする。
指導者の養成	チームみえ指導者研修	県内指導者(少年、成年、クラブチーム、企業等)の研修会および情報交換の機会を創設し、「チームみえ」の意識向上と、指導技術・知識の獲得を目指す。
	チームみえジュニア指導者研修	小中学生の指導にあたる指導者の意識向上と知識習得を目指す。
	中高運動部指導者研修	強化指定運動部の指導者及び実績のある中学校運動部指導者を対象とした研修会を実施、本県競技力の中核を担う指導者の養成を行う。
環境整備	環境整備補助金	強化を目的とした、競技用具・器具等の購入を補助を行う。
	医・科学サポート	強化対象のチームに帯同する医・科学スタッフの派遣の援助を行う。

